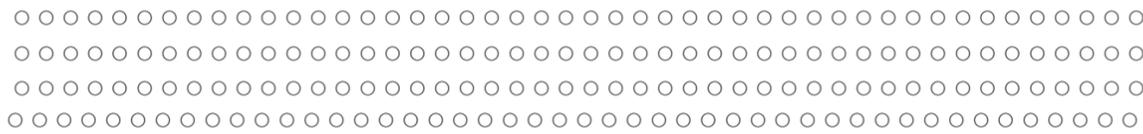


写真

## 〇〇について皆さんのご意見をお寄せください



※長期計画のこれまでのあゆみ、調整計画の位置づけ、見直しサイクルなど詳細はこちら ➡

QR

### ■討議要綱とは

第六期長期計画・調整計画を作成するため、特に議論すべき課題や論点についてまとめたものです。以下のように構成されています。

### 目次

- 1 長期計画・調整計画について➡8頁
  - ( 1 ) これまでのあゆみ ( 2 ) 調整計画の役割と位置づけ
  - ( 3 ) 計画期間と計画見直しのサイクル ( 4 ) 策定の流れ
  - ( 5 ) 討議要綱とは
- 2 基本的な考え方について➡8頁
  - ( 1 ) 計画に基づく市政運営 ( 2 ) 情報共有の原則
  - ( 3 ) 市民参加の原則 ( 4 ) 協働の原則
- 3 第六期長期計画における基本目標等について ➡ 8頁
  - ( 1 ) 第六期長期計画における目指すべき姿
  - ( 2 ) 基本目標について
  - ( 3 ) 基本課題について
- 4 市政を取り巻く状況について➡8頁
  - ( 1 ) 社会経済情勢等の変化 ( 2 ) 人口推計 ( 3 ) 財政状況
- 5 第六期長期計画 ( 令和2 ( 2022 ) 年度 ~ ) の実績➡8頁
  - ( 1 ) 分野別の実績
  - ( 2 ) 新型コロナウイルス感染症の影響への取組み
- 6 分野別の課題
  - ( 1 ) 健康・福祉 ( 2 ) 子ども・教育➡2・3頁
  - ( 3 ) 平和・文化・市民生活 ( 4 ) 緑・環境➡4・5頁
  - ( 5 ) 都市基盤 ( 6 ) 行財政➡6・7頁

より詳しい情報を知りたい方はこちら

第六期長期計画・調整計画討議要綱は、市役所案内、企画調整課、市政資料コーナー、各市政センター・図書館・コミセン、市民会館で配布しています。市HPからも閲覧いただけます。

QR

### ご意見をお聞かせください！

調整計画策定にあたり討議要綱についての意見交換会やワークショップを開催します。傍聴希望の方は直接会場へお越しください。※詳細はこちら ➡

QR

#### ■市議会各会派等との意見交換会

- ▶ 日時：2月9日(木) 午前10時～午後7時
- ▶ 場所：市役所412会議室

#### ■関係団体意見交換会

- ▶ 日時：2月19日(日) 午前9時～午後5時
- ▶ 場所：市役所802会議室

#### ■圏域別意見交換会

- ▶ 日時：①2月4日(土) 午後1時～3時
- ②2月10日(金) 午後7時～9時
- ③2月26日(日) 午前10時～正午
- ▶ 場所：①かたらいの道市民スペース
- ②商工会館
- ③スイングホールスカイルーム

#### ■オンライン意見交換会

- ▶ 日時：3月10日(金) 午後7時～9時
- ▶ 場所：オンライン ( Zoom )

#### ■無作為抽出市民ワークショップ

無作為抽出した18歳以上の市民2000名に案内通知を送付しました。参加が可能な方は●月●日までに申込み

ください。※詳細は通知参照

- ▶ 日時：①3月5日(日) 3月12日(日) 午後1時～5時

- ▶ 場所：①芸能劇場@オンライン ( Zoom )

写真

写真

### 意見の提出方法

●月●日(●●必着までに)Eメール、ファクス、意見提出フォーム(氏名、住所、電話番号を明記)で企画調整課☎60-1801、FAX51-5638、sec-kikaku@city.musashino.lg.jpへ。

QR

## 6 分野別の課題

### 1 健康・福祉

#### 基本施策1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み

##### 1) 「健康長寿のまち武蔵野」の推進

誰もが、より長く元気に暮らすことができる社会を目指して、市民一人ひとりが予防的な視点を持ち、主体的な健康づくりの活動を推進する取組み(セルフケアの推進)を支援する。

新型コロナウイルス感染症対策による、外出自粛やボランティア、通いの場等の地域活動の休止・縮小等により、高齢者をはじめとしたフレイル\*の進行が懸念されており、その予防のため、「健康長寿のまち武蔵野推進月間」などの施策を推進する。

子どもの視力、聴力の低下や成人病(生活習慣病)の低年齢化への対応も課題である。

健康長寿と望ましい食習慣には重要な関係がある。ライフステージや個々の状況に応じて異なる栄養課題に対して、地域の団体や企業等と連携した事業実施や情報提供、専門職が連携して行う栄養ケアなどの食育事業を推進する。

##### 2) 武蔵野市ならではの互助・共助の取組みの推進

社会参加が効果的な介護予防や健康寿命\*の延伸につながるという考え方のもと、支える側と支えられる側という関係性を越えて、誰もが地域活動の担い手となるよう活躍の場を広げる取組みを推進する。

コロナ禍においては、人との接触を避けるために互助・共助の仕組みがうまく機能しないということも起こった。互助・共助のさらなる促進に向けた取組み、多様な主体との役割分担について、平常時・緊急時の両面を意識しながら見直していく。

テンミリオンハウス\*やレモンキャブ\*といった従来の地域における共助・互助の取組みの推進に加え、いきいきサロン\*やシニア支え合いポイント制度\*などの施策の展開によって、地域で支え合い、安心して暮らせるまちづくりを進める。

今後、地域住民による自主的な活動をするための場所の確保や、運営を担う人材の発掘・育成、ICTの活用、取組みの周知といった課題への対応を検討する。

##### 3) 地域共生社会\*の実現に向けた取組み

誰もがいきいきと安心して住み続けられる支え合いのまちを目指し、分野や属性の壁を越えて、市民及び地域の多様な主体の参画と協働を推進する。

障害者差別解消法\*の理念に基づき、心のバリアフリー\*及び民間事業者に対する合理的配慮\*の啓発等に引き続き取組み、関係機関と連携を図りながら、障害者差別の解消に向けた取組みを推進する。

#### 基本施策2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化

##### 1) 生命と健康を守る地域医療の維持・充実と連携の強化

かかりつけ医\*となる診療所や病院等の関係機関と引き続き連携及び情報共有を図りつつ、必要に応じて支援を行うことにより、地域包括ケアシステム(まちぐるみの支え合い)として医療面から支える地域医療体制を整備する。引き続き、吉祥寺地区の病床確保に向けた取組みを推進する。医療連携訓練\*等により、活動マニュアルの検証及び更新を行い、災害時医療体制を構築する。

##### 2) 在宅療養生活を支える医療・介護の連携

医療と介護の両方を必要とする高齢者や障害のある方等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、切れ目ない在宅医療と介護の連携を引き続き推進する。

##### 3) 健康危機管理対策の強化

令和2(2020)年1月に新たに指定感染症とされた新型コロナウイルス感染症に対応するため、全庁体制で様々な対応を行ってきた。健康危機発生時に備え、平常時から訓練等により医療関係機関等との連携体制の強化に努め、危機発生時の行動計画、BCP\*、マニュアル等の整備を推進する。また、市民に対して引き続き正確な情報発信に取り組む。

保健センターの増築及び大規模改修にて、感染防止衛生用品の備蓄等の感染症対応に関する機能の向上を図る。

東京都多摩府中保健所武蔵野三鷹地域センターを感染症対策の機能を有する支所として拡充することを引き続き東京都に要望していく。

#### 基本施策3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実

##### 1) オールライフステージにわたる相談支援体制の充実とネットワークの強化

市民の介護・福祉に対するニーズは多様化、複雑化しており、制度ごとのサービス提供だけでは解決の難しい場合が増えている。

ひきこもり\*など、多様かつ複合的な課題を抱える市民の相談窓口として開設した福祉総合相談窓口において、各関係機関などとの連携を円滑にし、困りごとの解決に向けた包括的・継続的な支援体制の強化に取り組む。また、当事者や家族を支援する事業を充実させるとともに、地域住民の理解が進むよう、セミナーや講演会等の普及啓発を推進する。

子育てと介護等を同時に行うダブルケア、トリプルケア\*を担う人が増えているため、社会資源を適時適切に活用した負担軽減が求められている。現状把握やニーズ調査を行い、担い手を支えるための取組みを検討する。

医療的ケア児\*の健やかな成長を図るため、家族からの相談支援や各ライフステージにつなぐ役割などを担う「医療的ケア児\*コーディネーター」を設置するなど相談体制の整備を進める。

##### 2) 認知症の人とその家族を支える取組み

認知症高齢者は高齢化率を上回り増加している。認知症の方が尊厳を持って地域で安心して暮らし続けられるよう適時適切な支援体制を強化するとともに、認知症の方を支える家族への支援を引き続き行う。また、認知症に理解ある地域づくりを推進するため、市民の認知症理解の促進や地域の見守り意識の醸成に取り組む。

##### 3) 生活困窮者\*への支援

生活困窮世帯は、複合的な課題を抱えていることも多く、コロナ禍以降、若年層等の新たな要支援対象が顕在化している。貧困の連鎖を断ち切るため、就労支援等の必要な支援に確実につなげられるよう関係機関との連携を強化し、課題解決に向けた伴走型の支援\*を推進する。

##### 4) 障害のある全ての人々が自分らしい生活を送るための取組み

障害のある方も、住み慣れた地域の中での生活を継続していくことができるよう、本市ならではの地域共生社会\*を実現していく必要がある。そのため、それぞれのライフステージにおいて、個々の障害特性に応じた支援を受けることができるような相談体制を全市民的に構築していく。障害のある方の自立した生活を支え、ケアマネジメントを支援する相談支援事業所や相談支援専門員への支援や、市と地域活動支援センター\*の連携強化に取り組む。

医療技術の進歩や障害福祉制度の充実等により、障害が重度でも高齢になっても地域で暮らす方が増えており、障害福祉サービスの充実が求められている。一方で、サービスを提供するための人材が質・量ともに不足しており、様々な施策をとって事業所や支援員の支援を行う。

障害のある方の地域生活の充実を図るために、就労や余暇活動などを含めた多面的な社会参加が促進されるように、他分野の施策との連携を図る。

##### 5) 権利擁護\*と成年後見制度\*の利用促進

今後も増加が予想される認知症、知的障害のある方等の判断能力が不十分な方の権利擁護\*と成年後見制度\*の利用を促進するため、成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会での課題の共有及び連携を推進するとともに、市民を対象とした学習会・相談会を実施するなど、制度の充実を図る。

##### 6) 見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進

地域とのつながりが希薄になりがちとなり暮らし高齢者等の増加が見込まれる中で、社会的に孤立しない地域づくりや仕組みづくりを進める。また、こころの病を抱える人が増加していることから、コロナ禍の影響等社会情勢の変化を注視する。誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺防止に関する各施策の点検及び評価を行うとともに、自殺の特徴の動向を把握しながら、各施策を展開する。

##### 7) 災害時に支え合える体制づくりの推進

災害時に一人で避難することが困難な要介護者や障害のある方等配慮が必要な人について、地域で見守り、支え合える体制づくりを進めるとともに、防災訓練などを通じて、体制の実行力を高めるための取組みを進める。

#### 基本施策4 福祉人材の確保と育成に向けた取組み

##### 1) 地域を支える福祉活動を担う人材の拡大

本市が誇る高い市民力の源泉である各地域福祉団体は、活動されている方の高齢化や担い手不足が課題となっている。特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動の場が制限され、新しい担い手の発掘や確保が困難となっている。必要な人材の年齢層や職種に応じた戦略的な広報や適任者の情報共有を行うとともに、シニア支え合いポイントなどの地域福祉活動の導入となる制度を活用し、潜在的な地域福祉活動の担い手を発掘し確保する必要がある。

##### 2) 誇りとやりがいをもって働き続けるための福祉人材の確保と育成・質の向上

少子高齢化が進展し、生産年齢人口が減少する中、離職者も多い福祉人材の確保と定着は喫緊の課題である。福祉に従事する人への支援を強化し、本市の福祉分野で働くことのメリットを強く打ち出す必要がある。

介護・福祉人材の確保と育成を一体的に行う地域包括ケア人材育成センター\*が実施してきた事業を検証し、各事業のさらなる充実・連携を図る。

まちぐるみの支え合いを推進していくうえで要となる在宅介護・地域包括支援センター\*における体制強化、育成方法について検討する。

##### 3) 福祉専門職の採用

市民の福祉ニーズが複雑化・多様化する中、市職員にも高度なケースワーク力や地域の相談支援機関に関するバックアップ能力の強化が求められており、福祉分野での業務を中心に担う職員の育成が必要になってきている。次期人材育成基本方針\*の改定にあわせて、社会福祉士\*等の資格保有を要件とする福祉専門職の採用については議論すべき課題である。

#### 基本施策5 新しい福祉サービスの整備

##### 1) 複合的なニーズに対応した新しい施設の整備

今後さらに高まる医療や介護等の複合的なニーズに対応するため、本市の地域特性に合わせた、小規模・多機能・複合型の新たなサービス及び施設について、公有地の活用も含めて計画的に整備する。

また、一斉に更新時期を迎えている高齢者施設について、更新中のサービス提供の継続に留意しながら、個別施設ごとに検討を進める。

建て替えについての方向性が示された武蔵野市障害者福祉センターについては、今後もその役割を担うための改築事業を、計画的に進めて行く。

##### 2) 地域共生社会\*に対応したサービスの提供

(公財)武蔵野市福祉公社\*と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会\*の統合について、社会経済情勢の大きな変化に伴い、公の果たすべき役割が大きくなっている中、主に行財政改革の視点から統合を検討していくかは議論すべき課題である。また、両団体の老朽化した社屋の建て替えに加えて、「地域共生社会\*推進の拠点」としての機能と役割を実現する観点からも検討する。

## 2 子ども・教育

### 基本施策1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

#### 1) 子どもの権利を保障する取組みの推進

子どもの最善の利益を尊重する社会の実現に向け、現在、子どもの権利条例(仮称)の制定を目指している。子どもの権利を保障するための新たな取組みについて検討するとともに、既存施策についても、必要な見直し、充実を図る。また、子どもに関わる施策について、子どもが意見を表明できる機会の確保と、子どもの意思をくみ取りその意見を代弁できる人材の育成を行う。

#### 2) 子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制等の構築

児童福祉法等の改正を受け、児童福祉と母子保健の一体的な相談体制を構築するため、こども家庭センター\*の設置及び地域子育て相談機関の整備を行う。

児童福祉、母子保健、療育、教育等に係る相談支援機能を、保健センターの大規模改修及び増築によって整備する複合施設内に設置し、多部門、多職種連携による相談支援体制を構築する。

誰もが出産・子育てを安心して迎えられるよう、産科・小児医療機関との連携強化を図る。

東京都で多摩地域に新たな児童相談所の設置を予定しており、今後の動向を注視していく。

#### 3) 福祉専門職配置による相談支援体制強化

相談内容が多様化・複雑化・困難化し、専門性が必要とされる相談、分野横断的な課題が増えている。福祉分野の業務を中心に配置される専門性を持った職員の育成のため、次期人材育成基本方針にて必要な検討を行い、福祉専門職の計画的採用・育成を行う。

#### 4) ケアを必要とする家族がいる家庭全体への支援のあり方の検討

ヤングケアラー\*、8050問題\*など現行の枠組みでは支援が困難な問題を抱える家庭が顕在化している。ケアを必要とする家庭全体を支援するための相談のあり方、18歳以上となったケアラーへの継続的な支援体制について検討する。

### 基本施策2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援

#### 1) 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化

多様な子育て支援ニーズに対応するため、子育て支援団体と行政機関等のネットワークを構築し、様々なライフステージにおいて地域の力を生かした子育て支援を行うとともに、保育施設等の職員の専門性を生かした子育て相談の機会を充実させるなど、地域全体で取組みを進める。

また、保育施設等を利用していない世帯への支援を充実させるとともに、多様化する保護者の働き方に対応するため、保育施設や幼稚園における一時保育(一時預かり)事業の拡充を図る。

#### 2) 保育の質の向上に向けた取組みの推進

保育施設の整備により、待機児童対策が進展した一方、開設から10年未満の保育施設が全体の半数を超え、保育の質のさらなる向上が求められている。各園の保育内容の充実に向けた支援、保育士等の確保・定着の促進、園内の環境整備、安全性の担保等の取組みを総合的に進めながら、市全体で保育の水準を高めていく。また、関係機関と連携しながら、市立保育園における医療的ケア児に対する保育の体制整備を進める。

#### 3) 小学生の放課後施策の充実

全ての就学児童が放課後等を安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域子ども館事業\*を充実させる。低学年児童の待機児童を出さないよう、学童クラブの整備を行うとともに、4年生以上も受け入れ可能な民間学童クラブについて、新規開設した施設の状況を見ながら、開設支援のあり方を検討する。また、国の基準に沿った第三者評価を活用し、質の向上を図る。

### 基本施策3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実

#### 1) まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進

地域社会全体で子どもと子育てを応援するため、市民や事業者との連携、協働の事業を推進するとともに、保育人材や、子ども・子育てを支える地域の担い手等の確保・育成に努める。また、市として子どもを大切に、子育て家庭を応援するというメッセージを積極的に発信していく。

### 基本施策4 子どもの「生きる力」を育む

#### 1) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続

子どもの発達には連続的なものである。幼児教育における遊びを通じた豊かな体験が小学校教育に引き継がれ、子どもの「生きる力」\*がさらに育まれていくよう、幼稚園、保育園等と小学校の連携を進め、幼児教育と小学校教育のより円滑な接続を確保しながら、市全体の幼児教育の質の向上を図る。

#### 2) 青少年健全育成事業の充実

子どもが様々な経験を通じて「生きる力」\*を身に付け、地域への愛着を高めることができるという観点から、むさしのジャンポリ事業\*など、体験活動を大切に事業を引き続き実施する。また、将来自ら子育てをするイメージを持つことができるよう、青少年が乳幼児と触れ合う場を提供する事業について検討を行う。

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもや若者への支援を充実するとともに、子どものための多様な居場所づくりを推進する。

#### 3) 全ての学びの基盤となる資質・能力の育成

学校改革と連動したラーニングコモンズ\*としての学校図書館のあり方についての検討や、学校図書館サポーター\*の機能の拡充を進める。

次期端末のあり方を含めた今後の運営方針として策定した「武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針」に基づき、一人1台の学習者用コンピュータを使った効果的な学習活動の展開やデジタル・シティズンシップ教育\*に関する実践の蓄積を進める。

国の動向を踏まえた上で、学習者用デジタル教科書の導入・活用を推進する。

#### 4) 多様性を生かし、市民性を育む教育

様々な背景をもつ子どもたちが共に学び、各自のよさを発揮するという公立学校の強みを生かして、児童生徒一人ひとりの活躍の促進、多様な考えを出し合う・話し合う・認め合う教育活動を推進する。また自己肯定感・自尊感情の実態把握を行う。

武蔵野市民科\*に関する研究開発校の取組成果の各学校への還元、地域の特色を生かした各学校の取組みの推進、保護者・地域への積極的な情報発信を行う。

#### 5) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

インクルーシブ教育システム\*について、理解を深め推進するために、交流共同学習支援員\*や校内支援体制を拡充し、通常級と特別支援学級相互の交流及び共同学習のさらなる推進を図る。また、教職員や保護者、地域住民への情報発信や学校、教職員への支援を強化する。

第五中学校における知的障害特別支援学級の増設、医療的ケアの必要な児童生徒への支援体制の整備を行い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の拡充を図る。

#### 6) 不登校対策の推進と教育相談の充実

課題を抱える児童生徒が自分の居場所や学習機会を持つこと、また社会的な自立に向かうことを目指し、今後計画されている武蔵野市立保健センターの増築及び施設整備で、総合相談機能を設置する計画も踏まえて、教育支援センター\*の機能強化や、市立全小中学校に常駐型の家庭と子どもの支援員\*を配置することの検討、学校外の多様な学びの場の拡充と関係機関とのネットワーク強化を行う。

### 基本施策5 教育環境の充実と学校施設の整備

#### 1) 教育力の向上をもたらし教職員の働き方の追求

週当たりの在校時間が60時間を超える教員ゼロを目指し、「先生いきいきプロジェクト2.0」として拡充してきた市講師\*をはじめ、教育を支える人員体制の効果検証、見直しを図る。

#### 2) 質の高い教育を維持するための人材の確保と育成

教員が校内や市内の研修に留まらず、主体的に学び、研鑽を深めていこうとする姿勢を、各学校の管理職や関係機関との連携等により育む。

教員免許更新制に代わる国や都の方針を踏まえた新たな教員研修制度を推進する。

各校が特色ある教育活動を推進していくために、開かれた学校づくり協議会\*の機能強化として、学校運営協議会機能\*を活用した教員公募を実施する。

#### 3) 学校と地域との協働体制の充実

社会に開かれた教育課程を通して学校・家庭・地域が目標を共有し、持続可能な協働体制を構築できるよう、市立全小中学校で現在行われている開かれた学校づくり協議会\*の機能を強化する。令和5(2023)年1月に報告予定の「学校・家庭・地域の協働体制検討委員会報告書」に基づき、「開かれた学校づくり協議会\*の運営ガイドライン」を作成し、学校・家庭・地域の協働に関する試行をモデル校2校において2年間行う。その効果検証及び検証結果を踏まえ、全校実施へと移行していく。

#### 4) 学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保

武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、新しい時代の学びを実現する学校施設の改築を進める。また、令和8(2026)年度にそれまでの改築実績を踏まえながら、武蔵野市学校施設整備基本計画の改定を行う。物価高騰による改築経費への影響も考慮して対応する。

改築するまでの施設についても、定期的な点検と計画的な保全改修を継続するとともに、児童生徒数の増加、教育的ニーズの変化、施設の経年劣化、自然災害リスク等にも適切に対応し、良好な施設環境を確保する。

給食調理施設については、学校教育における食育推進と安定的な給食の提供を行うため、武蔵野市給食・食育振興財団と連携し、学校改築にあわせ小学校の自校調理施設の整備を進める。

#### 5) 持続可能な部活動の在り方の検討

市立中学校における部活動については、学校と関係団体の現状や今後の連携を鑑み、拙速な地域移行を行わず、部活動指導員の充実(質と量の確保)、体育協会との連携をはじめとした地域人材の確保(コーディネート機能)、外部講師の活用など、教員の働き方改革の観点から本市としての取組みを進める。

## 3 平和・文化・市民生活

### 基本施策1 多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築

#### 1) 多様性の理解及び男女平等施策の推進

全ての人が、性別、性自認\*、性的指向\*にかかわらず、その個性と能力を生かし、生涯にわたりいきいきと生活できるよう、引き続き多様性を認め合い尊重し合う社会の構築に向けた取組みを進める。

本市は、武蔵野市男女平等の推進に関する条例を改正し、令和4(2022)年4月1日よりパートナーシップ制度\*を開始した。また、東京都が同年11月よりパートナーシップ宣誓制度を導入したことに伴い、受理証の相互活用に向け、東京都との連携協定を締結した。今後、パートナーシップ制度\*に係る適用施策等の拡充に向け検討を進める。同制度の市民や市職員への理解促進及び周知啓発にも継続的に取り組む。

また、令和5(2023)年度に次期男女平等推進計画を策定する。策定にあたっては、令和4(2022)年度実施の男女平等に関する意識調査の結果や国・都の動向を踏まえることとし、男女平等推進審議会へ諮問を行う。

#### 2) 平和施策の継承

本市は戦時中、市内にあった軍需工場を目標に空襲を受けたことから、昭和19(1944)年にはじめて空襲を受けた11月24日を「武蔵野市平和の日」とし、非核都市宣言平和事業実行委員会\*と協働した平和啓発事業の実施など、平和への取組みを行っている。戦後70年余り経ち、当時の戦争体験者が高齢化し戦争体験の直接の伝承が難しくなっていることから、体験者の記憶を残し次世代に伝えていく方法等、平和施策のあり方について検討する必要がある。また、時間の経過とともに散逸等の恐れがある民間保有の戦争関連資料の保存等についても研究する。

## 3)多文化共生社会の形成

国は平成30(2018)年に外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策を決定し、以降毎年改訂するとともに、令和2(2020)年に地域における多文化共生推進プラン\*を改定し、地方公共団体に対して多文化共生推進に係る計画・プランの策定・改定を要請した。これを受け、本市では令和4(2022)年度に多文化共生推進の基本的な考え方及び施策の方向性を示す指針となる多文化共生推進プラン\*(仮称)を策定し、これに基づき多文化共生社会の形成に向けた取組みを推進していく。あわせて、外国人市民の円滑なコミュニケーションと社会参加の実現のため、既存の日本語教育を行う団体と連携した日本語教育や、日本社会や地域における慣習、ルール等を理解してもらうための取組みを進める。

**基本施策2 災害への備えの拡充**

## 1)災害への備えの拡充

今後、30年以内に70%以上の確率で首都直下地震等の発生が予想されている。10年ぶりに見直しが行われた東京の新たな被害想定を踏まえ、啓発活動や支援による市民の防災力向上、住宅や緊急輸送道路沿道建築物\*等の耐震化促進、無電柱化への取組み等を通じて、減災に向けたまちづくりを一層推進する方策を検討していく。

気候変動の影響により、今後は降雨量や洪水発生頻度の増加が見込まれている。河川と連携した下水道施設整備の検討や雨水浸透施設\*等の設置推進を図るなど、あらゆる関係者の協力のもと流域における治水対策を推進していく。

また、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、大規模災害や風水害等に備えた即応力の強化や迅速な復旧・復興の実現のために、災害対応力向上の取組みと多様な組織との連携及び訓練による防災体制の確保を推進していく。市外からの人的物的応援・支援を円滑に受けるための受援計画\*等の実行性について検証を行っていく。

**基本施策3 安全・安心なまちづくり**

## 1)安心して暮らし続けられるまちづくり

市内の刑法犯認知件数\*は平成14(2002)年のピーク時に比べ大幅に減少したが、さらなる体感治安向上を図るため、「見せるパトロール」や「地域の防犯力向上」の取組みを進める。一方、特殊詐欺の発生件数は高止まりしているとともに、手口も巧妙化しているため、警察等の地域の関係機関と連携し、防止活動の継続と、被害にあった際の消費生活相談の活用の周知に取り組む。また、世界的な政情不安のなか、ミサイル発射やテロ発生などの様々な脅威に対する備えや、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた、新型コロナウイルスに対する体制の再構築など、危機管理体制の充実を図る。

**基本施策4 地域社会と市民活動の活性化**

## 1)時代に合ったコミュニティのあり方検討と市民活動の連携

本市は、昭和46(1971)年のコミュニティ構想\*に基づき、市民運営のコミュニティセンターを中心としたコミュニティづくりを進めてきた。全市民的な町内会の体制を取らず、市民が主体的・自発的に地域のまちづくりに取り組んできた点は大きな特徴である。

現在、コミュニティ協議会をはじめ、地域社協(福祉の会)\*など地域別に組織された団体、テーマ性を持つNPOなど多くの団体が多様な活動に取り組んでいる一方、各団体が担い手不足や相互連携等の課題を抱えている。これらの課題解決のための取組みを検討する必要がある。

## 2)コミュニティセンターのバリアフリー化

エレベーターが未設置の中央コミュニティセンターと本町コミュニティセンターについて、バリアフリー面の課題を解決するため、具体的な対策を検討する。

## 3)市民活動の活性化

令和3(2021)年度の第二期市民活動促進基本計画策定時には、市民活動の継続にあたって資金確保、広報、活動拠点などの課題が挙げられ、他団体との連携・協働のニーズやコロナ禍でのオンラインの取組みも確認された。市民活動への参加を促進する取組みや市民活動の広報、オンライン活動、多様な主体間の連携・協働などへの支援を進めていく必要がある。

**基本施策5 豊かで多様な文化の醸成**

## 1)都市・国際交流事業の推進

本市は海外6都市、国内9都市との間で、友好都市交流関係を結んでいる。海外交流事業については、青少年の相互交流を通じて、多様な文化への理解の促進を図る。また、国内交流事業については、都市と地方、消費者と生産者が交流し相互理解を進めるため、アンテナショップ「麦わら帽子」\*等での友好都市の魅力の発信や市民交流等による相乗効果によりさらに友好を深める。

## 2)文化施設の再整備等による文化振興の推進

令和3(2021)年度に示された文化施設の在り方検討委員会報告書を踏まえ、今後の文化施設の活用や整備について検討が必要である。

武蔵野公会堂は設備の老朽化やバリアフリー化等の課題を抱えているため、令和4(2022)年度に改修等の基本計画を策定し、市民文化の拠点として再整備を行う。

芸能劇場は、利用の実態等を踏まえ、古典芸能の保存等という設置目的を再検討するとともに、老朽化している各種設備を更新する必要がある。

松露庵は築後80年が経過し、調査の結果、建物の物理的限界に近いことが判明したため、古瀬公園の今後の利用方法を含めた施設のあり方について、建物の状況を勘案し廃止も視野に入れ検討する必要がある。

## 3)文化・スポーツ・生涯学習の施策の連携

令和4(2022)年度に旧文化事業団と旧生涯学習振興事業団が合併し発足した文化生涯学習事業団では、文化・スポーツ・生涯学習の効果的な事業連携による市民サービスの向上を目指している。合併による効果を発揮し、プランディング\*の強化が図れるよう市も適切な指導監督を行うとともに、文化・スポーツ・生涯学習に関する市の施策について、事業団と連携して展開していく必要がある。

**基本施策6 多様な学びや運動・スポーツ活動の推進**

## 1)生涯学習施策の推進

武蔵野プレイス\*、武蔵野地域五大学\*、社会教育関係団体等、多くの活動主体によって、市民が多様に学ぶための環境が維持されている。さらに生涯学習を推進するため、人生100年時代\*や社会環境の変化に対応した個人の学び直しや、学びを通じた人々と地域のつながりづくり等について取り組んでいく。また、社会教育委員、武蔵野文化生涯学習事業団\*等と市で連携し、個人の学びを他者へ伝える仕組み作りを検討する。

さらに、学校教育活動を支援・補完する体験学習などの生涯学習活動について推進していく。

図書館は、ICT等をさらに活用することで、すべての人への適切な読書環境の提供と読書支援に取り組む。また、地域課題解決に取り組む機関等が図書館の資源を活用できるよう、場の提供や情報発信等の連携を行う。子どもたちの生きる力\*が育まれるよう、これまでの実績を踏まえさらに子ども読書活動を推進していく。そして、それらの役割を果たすためには、図書館行政を担う人材の育成が必要である。

武蔵野ふるさと歴史館\*は、博物館・公文書館・文化財保護普及の3機能を複合的に活用し、シビックプライド\*を醸成する。博物館として収集基準の作成と収蔵資料の価値づけを行い、公文書館として将来にわたる説明責任を果たすべく閲覧・講座・展示等の各事業を展開する。また、他館、大学等との連携・協力のほか、子どもや家族連れを対象とした事業の充実を図りながら、切れ目のない生涯学習支援を推進する。

## 2)市民の誰もがスポーツを楽しめる環境の整備

国際スポーツ大会のレガシー\*を生かし、性別、年齢、障害の有無に関わらず、市民の誰もがスポーツに親しむ機会を創出するため、子育て世代や働き盛り世代、高齢者や女性をはじめとする多様な主体が楽しむスポーツを推進していく。スポーツ活動の拠点である体育施設は老朽化が進んでいるため保全・改修工事を行う。温水・屋外プールは第二期武蔵野市スポーツ推進計画に示された方向性を踏まえ、現在の屋外プールの課題を解消しつつ、さらなる市民のスポーツ推進を図るため、屋外プールの廃止も視野に入れ全天候型の屋内プールの充実を図る。

旧桜堤小学校跡地は、当面は近隣の小・中学校の校庭等として活用し、隣接する市立学校の改築等整備状況を勘案したうえでスポーツ広場等の整備について検討する。

**基本施策7 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興**

## 1)産業の振興

第三期産業振興計画の推進を通じ、新型コロナウイルス感染拡大がもたらした社会の変化に合った産業振興施策を展開する。計画策定にあたっては、コロナ禍において市内事業者や市民生活を守るため、数々の緊急経済対策を講じ、あわせて効果検証も実施してきた。そこで得た知見を活かしていく。

事業承継などの相談機能を追加し、「むさしの創業・事業承継サポートネット」を再編した。引き続き関係機関と創業から事業承継まで幅広い相談に対応可能な窓口を運営する。

関係団体等と協力しながら、産業の育成や産業と他分野の連携、商店会の環境整備、情報化・国際化への対応、多様な人材を活かす雇用・就労支援等に取り組む。

## 2)まちの魅力向上を目指して

コロナ禍における観光推進のあり方について、これまでのインバウンド\*型に加え、マイクロツーリズム\*等の地域密着型も含めて再考するため、第三期武蔵野市産業振興計画の策定の際に議論する必要がある。

令和4(2022)年度より試行実施している産業連携プロジェクト「CO+LAB MUSASHINO(こらぼむさしの)」\*により、市内産業の横断的なコラボレーションを目指し、クリエイティブ産業を含めた本市の新たなチャレンジ事業として、魅力創出を図っていく。また、映画・音楽・アニメーション・漫画等の市内に豊富にあるコンテンツを活かしたまちの魅力向上を推進する。ふるさと納税制度\*は都内の近隣住民へのPR手段としては有効であるため、積極的に活用し、まちの魅力に触れる機会を増やすことにより、本市への訪問者の増加を目指す。

## 3)農業の振興と農地の保全

市内農家戸数は漸減しており、高齢の従事者が依然として多い状況である。そのため、将来にわたって農地の適正な肥培管理を継続させ、農地を保全していくために、都市農地貸借円滑化法に基づく貸借の支援や農福連携事業に取り組んでいく。

しかし一方で、産業連携プロジェクト「CO+LAB MUSASHINO(こらぼむさしの)」\*にみられるような新たな取組みに意欲的な若手農業者も多いため、JA東京むさし武蔵野地区等の関係機関とも連携しながら、さらなる農業振興を図る。

また農地は生産地としてのみならず、災害時の避難場所や雨水の涵養などをはじめ、都市における貴重な役割も担っているが、個人の財産であり、保全に関する行政の介入には限度がある。相続時の売却面積を少しでも減らすために、経済的な支援を継続するなど、行政として側面的な支援を行うとともに、他施策の可能性についても研究を進める。

## 4 緑・環境

## 基本施策 1 刻々と変化する環境問題への対応

## 1) 多様な主体のネットワークによる環境啓発の推進

「むさしのエコレゾート」\*が環境啓発施設の拠点として機能していくため、引き続き市民団体、事業者等が環境啓発の担い手・主体として活躍できる場や機会を提供するとともに、活動に参加しやすい仕組みづくり等、一層の活動支援をしていく必要がある。

環境フェスタをはじめとした各種イベント・講座等を通じ、環境活動団体や事業者等の活動及び環境配慮行動について情報発信を行うとともに、団体間や市民との交流、協働のきっかけをつくり、多様な主体のネットワークの構築を進め、環境啓発の取組みを推進する。

## 2) 良好な環境整備に向けた取組みの推進

緑は市民の共有財産という理念のもと、地域の市民の力で緑を守り育てるため、身近な緑に関心を持つことができる取組みを進める。また、より多くの市民が緑に関わる活動に参加できる仕組みづくりを推進する。

都市化の進展によって、雨水の地下浸透の減少による水循環機能の低下や気候変動に伴う局地的大雨等の浸水被害リスクに対応するため、引き続き、地下水の涵養等の水循環の保全・回復に向けた取組みや支援を行うとともに、重要性について啓発を行い、公有地や民有地での雨水浸透施設\*の設置等、健全な水循環への行動を促していく。また、水循環の機能に加え、良好な景観形成の効果が期待されるグリーンインフラ\*の整備手法や仕組みづくりについて検討を行う。

## 基本施策 2 地球温暖化対策の推進

## 1) 市民・事業者との連携と具体的行動に向けた機運の醸成

2050年ゼロカーボンシティ\*実現に向けて、市・市民・事業者が一丸となって取組みを進めていく必要があるため、気候市民会議\*における議論や国・都の取組みを踏まえながら、市民・事業者の行動を後押しする市が担うべき効果的な支援策を検討し、実施していく。

全ての市民等が当事者として、地球温暖化対策の具体的な取組みを理解し、行動の変化につながるように、また、事業者が魅力を感じ、継続的に地球温暖化に対する取組みを行うように、仕組みづくりや効果的な仕掛けを検討し、地域全体における取組みの機運を醸成する。

## 2) 公共施設における環境負荷低減の取組み

市民や事業者に対し建築物の省エネ等の取組みを促す観点からも、公共施設の改築等に際し、新たに策定する公共施設環境配慮指針\*に基づき、率先して省エネ等の対策を実施する。

公共施設の省エネ化等とあわせて電力の再エネ化を推進していくとともに、地域間の連携による再エネ電力調達のスキーム構築の検討を行う。また、エネルギー地産地消\*プロジェクト事業については、更なる効率的・効果的なエネルギー利用に向けた運用の最適化とあわせて、環境面だけでなく防災面も踏まえた総合的視点から枠組み見直しの検討を行う。

## 基本施策 3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

## 1) 街路樹などの緑の保全・管理

本市では、自然樹形(樹種本来の形)を活かした街路樹の管理を実施しており、良好な街並み・景観を形成するうえで大きな役割を果たしている。一方で、高木化に伴い根上がり等で通行の支障になっていることに加え、枝葉が民有地へ越境するなどの課題が顕在化してきている。

路線毎に定期的な街路樹診断等を実施し、危険木については、診断等に基づく適切な樹木の保全を進める。また、市のシンボルや景観的な魅力となっている街路樹については、景観及び維持管理の視点から、地域資産として保全する手法を樹種変更も含め検討していく。

## 2) 緑の保全・創出・利活用

これまで、市民と共に緑の保全・推進に努めてきたが、時代と共に緑へ愛着や重要性に対する意識が変化している。緑は、地域にとって誇れる財産であり、それに対する関心や理解を深めるためにも市民による自助、共助で緑を守り育てる取組みの重要性が高まっている。また、緑ボランティア団体をはじめとする様々な活動主体でメンバーの固定化、高齢化が進んでいる。

緑被率\*の6割を占める民有地の緑の保全と創出とともに、地域の価値を高める緑化、都市に残る貴重な農地の保全に努める。

全域が既成市街地であり住宅等が密集していることから公園緑地の拡充整備が困難になる中、既存公園緑地の民間との連携など柔軟な活用により魅力アップの可能性を検討する。

## 3) 緑と水のネットワークの推進と森林整備

豊かな街並みを創出するため、点在している緑と水辺を街路樹でつなぐことで重層的な緑と水のネットワークを推進する。

住民一人あたりに対する公園面積の充足に向け、公園空白地域への重点的な整備や既存公園の拡充等を行う。一方で、整備から30年以上が経過した公園緑地が全体の3割を超えるなどストックの老朽化への対応、高木化、巨木化した樹木への対応等、ストックの効果的・効率的な維持管理を行う。

広域的な緑を支えるための取組みとして、多摩地域の森林を健全に育成するとともに、市民の自然とのふれあいを促し、森林資源の利活用と公益的機能の充実を図るため、二俣尾及び奥多摩で森林整備事業を実施してきた。また、森林環境譲与税\*の新たな用途として、カーボン・ニュートラル\*の視点を取り入れ、新規の森林保全事業の立ち上げや森林由来のクレジット\*(環境価値の証書)の購入等によるカーボン・オフセット\*の取組みの検討を行う。

## 基本施策 4 省エネルギー・省資源型の持続可能な都市の構築

## 1) ごみ減量と合理的処理の推進

新型コロナウイルス流行の影響等により、ライフスタイルやワークスタイルが変化し、これまで減少傾向にあった市民1日1人当たりの家庭ごみ排出量は、令和元年度から増加に転じた。この増加した排出量を減少させるため、ごみ・資源物の発生抑制や排出抑制、ごみ処理の効率化について新たな取組みを検討する。

また、令和4(2022)年4月施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律により、市町村に対してプラスチック廃棄物全般を資源として収集することが努力義務化された。再資源化の促進や家庭ごみ収集区分の見直しなど、ごみ減量、環境負荷の低減の観点から容器包装プラスチックと製品プラスチックの収集のあり方について検討する。

## 基本施策 5 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保

## 1) 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保

良好な生活環境を保全するため、特に影響の大きい国・東京都や開発事業者等が実施する大規模事業等に対しては、周辺環境への配慮や適切な情報提供を求めていく。

コロナ禍により、在宅時間が長くなり、また近隣関係の希薄化や孤立化が進み、生活関連公害の相談が大幅に増加していることから、市民の意識(譲り合い)啓発を図るとともに、地域における孤立化を防ぐため、様々なチャンネルを活用しながら、地域との顔の見える関係づくりを促していく。

また、ごみ屋敷や不適正なペット飼育等に起因する周辺環境への影響の深刻化防止や解決に向けて、当事者への福祉の支援も視野に分野横断的な連携を図り、全庁的な取組みとして実施する。

## 5 都市基盤

## 基本施策 1 個性あふれる魅力的な地域のまちづくり

## 1) 計画的な土地利用の誘導

令和3(2021)年度に改定した武蔵野市都市計画マスタープランにおいて、都市機能の誘導手法等を示した。高齢化の進展や働き方の変化等に対応した暮らしやすい生活圏の形成に向けて、店舗等の生活支援施設の他、学習や仕事ができる民間施設等の誘導について研究する。業務施設や産業支援施設、文化交流施設等の都市機能を誘導・集積していくため、地域の実情に合ったまちづくりの手法等について研究する。

## 2) 魅力的な景観の保全と展開

大人も子どもも親しみを感じることができる質の高い景観づくりが求められており、加えてシビックプライド\*の醸成においても景観の重要性が増している。引き続き、武蔵野市まちづくり条例に基づく開発調整や武蔵野市景観ガイドラインに基づく景観まちづくりに関するワークショップ等を行いながら、市民、事業者等の意識向上を図る。

良好な景観形成、都市防災機能の強化、歩行者等の交通環境の向上を図るため、令和4(2022)年度に武蔵野市景観整備路線事業計画(第2次)を見直した無電柱化推進計画(仮称)を策定し、今後の無電柱化施策の方向性に基づき、様々な手法を活用して無電柱化の取組みを進めていく。

景観を構成する重要な要素である道路、公園緑地、公共施設等の整備については、武蔵野市景観ガイドラインに示す景観の指針に沿って進める。また、樹種が本来持っている樹形を大切に街路樹や、住宅地の花や庭木等、優れた沿道景観を形成している質の高い緑を育む。

## 基本施策 2 将来にわたり持続性ある都市基盤づくり

## 1) 将来にわたり持続性ある都市基盤づくり

## ①道路

将来にわたり安全・安心な道路サービスを提供していくため、道路総合管理計画に基づき、計画的、効率的、持続的な道路管理を推進している。広域的な交通を支える伏見通りや駅前広場に接続し地域的な路線である平和通りについては、適切な管理主体とするための課題を整理し、引き続き東京都と移管協議を進める。また、道路管理について「市民等への情報発信と協働・連携」を促進するため、その一環として令和2(2020)年度に、アプリを活用した市民通報システムを本格導入し、今後は一層の活用を促進する。

## ②下水道

令和元(2019)年度策定の下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した下水道施設に対して、計画的・効率的な維持・修繕及び改築を進めるとともに、計画の評価・見直しにより精度向上を図っていく。増加する老朽化対策に対し、安定的・継続的に下水道サービスを提供していくため、長期包括契約方式\*を今後の本格導入も視野に入れながら、令和6(2024)年度より試行的に導入し、民間事業者のノウハウを活用した執行体制の整備を進めていく。

また、昭和45(1970)年度から続く区部への汚水の暫定流入解消に向けた汚水送水先の切替や、気候変動による降雨量増加に対応するための雨水排水能力の向上等大型建設事業に向けた課題の整理や検討を進めていく。

今後、中長期に大型建設事業等の実施には多額の事業費が必要となる一方で、国の補助金等の財源の確保は厳しい状況となっている。持続的な下水道事業の実現に向け、経営戦略に基づき、下水道使用料等をはじめとする経営のあり方や方針の定期的な見直しを行い、より一層の経営健全化に向けた取組を推進していく。

## ③水道

新型コロナウイルス感染症による社会動向の変化や節水機器の普及等の影響もあり、給水量や料金収入は減少傾向となっている。一方、水道施設（浄水場・水源井戸・管路）の老朽化に伴う維持更新や地震等の災害への速やかな対策を進めていく必要がある。この様な状況は、全国的な中小規模水道事業における共通課題であることから、国においても、水道事業の広域化・共同化を、経営基盤強化の有効な手段の一つとしている。

本市においても、今後も市民に安全で安定的な水道水を供給していくため、引き続き都営水道一元化\*に向け、具体的な課題整理等の協議を進めるとともに、一層の経営の効率化と管路の耐震化を進め、水道施設の適切な維持管理を行っていく。

**基本施策 3 誰もが利用しやすい交通環境の整備**

## 1) 安全・安心な交通環境整備の推進

生活様式の変化や高齢社会の進展等による交通環境の変化に対応するため、高い水準の地域公共交通のネットワークの維持を図るとともに、交通結節点の利便性を向上し、高齢者や障害者、歩行者や自転車利用者等の市民誰もが利用しやすい安全・安心な交通環境の整備を推進する。また、武蔵野市バリアフリー基本構想2022に基づき、様々な関係主体と連携し、総合的なバリアフリー化を推進する。

市内で自転車が関与する交通事故の割合は依然として高い状況にある。自転車利用の際の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、警察署や交通安全協会等の様々な関係団体との連携により、自転車の安全利用に関する教育や啓発を段階的かつ体系的に実施する必要がある。

## 2) 市民の移動手段の確保

将来にわたり市民の移動手段を確保していくため、地域公共交通の事業運営や利用者などの状況把握に努め、限りある地域公共交通全体で事業者やサービスの相互補完を促進することで地域公共交通ネットワークの確保を図る。

また、持続的な交通事業の展開を図るため、ムーバスの事業展開や料金体系については、今後の市民サービスのあり方、受益者負担や公平性、事業効率性等の様々な観点から議論が必要である。

## 3) 交通環境の改善に向けた自転車駐車場の検討

駅周辺の商業が集積するエリアでは走行自転車と歩行者との輻輳が歩行者の安全面において課題となっているため、今後設置される自転車駐車場については、駅中心エリアから一定程度離れた場所に配置する等、自転車の走行動線及び駅周辺の歩行環境の確保を考慮し、配置の検討を行う必要がある。あわせて民間の附置義務自転車駐車場\*についても隔地誘導等を図る。

**基本施策 4 安全で快適な道路ネットワークの構築**

## 1) 安全・安心に通行するための道路空間等整備の推進

既存道路においては、限られた道路幅員のなかで、歩行者、自転車及び自動車により安全に通行できるよう、道路改良等にあわせ、幅員構成の見直しや、防護柵の新設・改修等を実施しており、今後も道路構造のあり方について検討する。

生活道路については、区画道路や狭あい道路の拡幅整備を庁内関係課と連携する等して進めるとともに、交通の円滑化と防災性の向上を図る。なお、生活道路を抜け道として使う通過車両や重量・速度規制等に対する違反車両の流入による課題に対しては、警察等の関係機関との連携や地域住民の理解・協力を踏まえて、周辺の道路状況に応じた地域単位での安全対策の検討を行う。

## 2) 都市計画道路の整備

都市計画道路等の骨格となる道路ネットワークの整備を推進するとともに、幹線道路に囲まれたエリアごとに適切な交通処理を検討し、地域の安全・安心の向上を図る。

第四次事業化計画で優先整備路線に位置付けられた都が事業を行う都市計画道路については、沿道住民や周辺環境等への配慮について丁寧な対応を都に働きかける。なお、歩道が狭く安全性や防災性等に課題のある女子大通りについては、事業化を都に要請する。また、五日市街道や井ノ頭通りについては、歩行者や自転車の安全で快適な通行環境の確保に向け、引き続き都に事業化を要請する。

## 3) 外環地下本線及び外環の2地上部街路への対応

都市高速道路外環状線は、事業者に対して「対応の方針」に基づく対応と、事業進捗に合わせ適時適切な情報提供を求めるとともに、安全・安心な工事の実施を要請する。外環状線の2\*は、安全性の確保、交通環境の改善等とともに、地域分断や通過交通の流入等による住環境悪化等の課題もあるため、総合的な検討が必要である。話し合いの会の中間まとめの早期取りまとめを都に要請するとともに、話し合いの会や市議会から必要性を問う意見等が出されている経緯も踏まえ、沿線区市と連携を図りながら都に丁寧な対応を求めていく。

**基本施策 5 安心して心地よく住み続けられる住環境づくり**

## 1) 安心して心地よく住み続けられる住環境づくり

住宅は生活の基盤であるとともに、まちを形づくる基本的な要素である。今後も安心して住み続けられる良好な住環境を形成するため、空き住宅等の対応も含めた良質な住宅地の維持・誘導、老朽化した分譲マンション等の耐震化や再生に向けた支援、居住安定への支援等の住宅施策を総合的かつ体系的に推進する。

新たな住宅セーフティネット制度を踏まえ、高齢者、障害者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者に対する支援等については、武蔵野市あんしん住まい推進協議会（居住支援協議会）を設置し、福祉や不動産関連団体との連携の強化を図った。今後は、協議会の制度を活用した住宅確保要配慮者への支援の充実とともに更なる支援策等について、分野横断的な検討が必要である。

また、市営住宅や福祉型住宅については、適正な維持管理等を図るとともに、今後の市営住宅・福祉型住宅の整備や管理のあり方等について議論が必要である。

**基本施策 6 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり**

## 1) 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり

## ①吉祥寺駅周辺

令和元（2019）年度に多様な主体による対話・議論の下、吉祥寺グランドデザイン\*を改定した。令和3（2021）年度には吉祥寺グランドデザイン\*2020で示された将来ビジョンの実現に向け、NEXT-吉祥寺を改定し、吉祥寺駅周辺のまちづくりを進めている。様々な人が親しみ、集い、活力と魅力があるまちであり続けるため、引き続き、都立井の頭恩賜公園等の自然環境、回遊性や界限性を備えた商業地、閑静な住宅地等、これまでに蓄積された資源を活用しながら、市民、事業者等と連携してまちづくりに取り組む必要がある。

セントラルエリアは、ハーモニカ横丁をはじめとした吉祥寺ならではの魅力を有しているが、耐震性や老朽化の進行等の問題を抱えている。区画道路の整備促進、附置義務駐車場や駐輪場の適正配置、地区計画の策定による合理的な土地利用等により建築物の建て替え促進を図る必要がある。あわせて、築50年が経過したF&Fビルについて、今後の吉祥寺のまちづくりを見据え、更新を視野に入れたあり方を検討する必要がある。

パークエリアは、市の基本的な考え方や今後の進め方を市民、事業者等に丁寧に説明したうえで、対話の場を設け、合意形成を図りながら一体となって武蔵野公会堂を含めたまちの将来像を立案していく。また、パークロードにおける歩行者とバスの輻輳や井ノ頭通りにバス乗場があることによる歩行環境の悪化等が課題である。事業中の南口駅前広場の整備促進に加え、吉祥寺大通りや周辺街区を含めた交通結節点のあり方についても検討する必要がある。

イーストエリアは、幅員の広い吉祥寺大通りや鉄道により駅や隣接エリアからの連続性が乏しいことから、人の流れを誘引する取組みが必要である。そのため、今後は地域のニーズや政策的に誘導すべき機能を明らかにし、イーストエリア内に点在する市有地の活用や民間活力の導入等、検討を行う。

ウエストエリアは、歩行者交通量が多い道路に進入する自転車や自動車への対応や景観に配慮した道路空間の整備等、住環境と商業環境の調和に留意したまちづくりを多様な主体とともに進める必要がある。

## ②三鷹駅周辺

三鷹駅周辺は、三鷹駅北口街づくりビジョン\*に位置付けられた「住む人、働く人が集い、心地よく過ごす街」の実現のために、ワークショップやオープンハウス、研究会を実施する等、地域に関わる様々な主体と連携しながらまちづくりに取り組んできた。補助幹線道路\*の整備を契機とした交通環境の変化を見据え、様々な主体の意見を踏まえながら三鷹駅北口交通環境基本方針を策定するとともに、土地利用や緑・にぎわいの街づくりの視点を含めた三鷹駅北口街づくりビジョン\*の改定を行う。あわせて駅前広場の交通機能や滞留空間の充足については面的な市街地再編も視野に検討を進める。

## ③武蔵境駅周辺

武蔵境駅周辺は、「うるおい・ふれあい・にぎわい、これからのまち武蔵境」を定め、南北一体のまちづくりに取り組むとともに、地元商店街や各市民団体による「にぎわい」をコンセプトに、魅力あるまちづくりに取り組んできた。これまで駅周辺の都市基盤整備を進めてきたが、引き続き、武蔵境駅北口の区画道路や天文台通り等の駅周辺の道路整備に取り組む他、地域が主体となったまちのにぎわいづくりを継続的に支援し、駅周辺エリアの魅力を向上させる取組みを進めていく。

**6 行財政****基本施策 1 市民参加と連携・協働の推進**

## 1) 自治基本条例\*に基づく市政運営

令和2（2020）年4月に施行された武蔵野市自治基本条例\*に基づき、市民等との熟議・熟慮を重ね、住民投票条例制定に向けた検討を進める。各分野において策定されている多くの個別計画について統合や再編を検討し、市民に対してより分かりやすい市政運営と事業執行への人的資源の配分を図る。

## 2) 市民参加の充実と情報共有の推進

若い世代をターゲットに市政への関心・愛着・主体意識を高める工夫を行うとともに、市民参加の機会を広げるため、ICT技術を活用した手法を検討する。また、市民同士の活発な議論を進めるため、市民ファシリテーター\*の確保と養成を行う。

## 3) 様々な主体との連携・協働の推進

公共課題の多様化と量的拡大に対応するため、市民・市民団体の主体性を生かした連携・協働のさらなる充実のほか、財政援助出資団体\*や民間企業・大学等の強みを生かした公民連携の積極的な活用を検討する。

市職員が地域に出向く機会を創出し、職員の対話力・調整力の向上を図り、市民との信頼関係及び相互理解を深めることで、地域との連携・協働を推進する。

**基本施策 2 効果的な広報・広聴の仕組みづくりとシティプロモーション**

## 1) 「伝える」「伝わる」情報提供の推進

市民のライフスタイルの多様化やICTの発展を踏まえ、市民に対して分かりやすく、適切な方法でより親しみやすい情報提供を行う広報の取組みを検討する。また、情報の受け手である市民が自ら必要な情報を入手し、活用できる取組みを推進する。

## 2) 広聴の充実と広聴・広報の連携の推進

政策評価で重要な指標となる「市民意識調査」\*の実施手法等の拡充を検討し、一方で「市政アンケート」\*についてはあり方も含めて再考する。このほか、「市民と市長のふれあいトーク」等の各種広聴手段の充実を図るとともに、把握した市民ニーズ等の全庁的な共有と施策への反映を行うため、ICTも活用した効果的な広聴・広報を検討する。

## 3) 武蔵野市らしさの追求とシティプロモーション\*の推進

市内外に対して市の政策や事業、魅力を積極的に発信し、都市ブランド（まちの認知度・信頼度）を向上させ、市民が市や地域に対して愛着と誇りを感じることが出来る取組みを推進する。

**基本施策3 公共施設等の再構築と市有地の有効活用**

## 1) 公共施設等の計画的な維持・更新

第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画に基づき、まちの魅力や都市文化を醸成する重要な要素として、市全体の将来像を見据え、公共施設や都市基盤施設を更新していく。

令和4(2022)年1月に策定した公共施設保全改修計画を踏まえ、より効率的な施設の保全改修を進めるとともに、民間ノウハウを活用した包括的な施設管理について研究する。

## 2) 市有地の有効活用

将来的に利活用が見込める未利用市有地は、まちの魅力向上や市民サービスの拡充に役立てるよう、公民連携も視野にさらなる取組みを進める。今後も利活用が見込めない土地は、適時適切に売却を進めることで歳入の確保につなげていく。令和4(2022)年度に登録有形文化財に登録された「旧赤星鉄馬邸」の利活用の検討を進めるとともに、貴重な緑を将来世代につなぐため、都市公園\*の設置を目指していく。

PPPガイドライン\*に沿って検討を進めてきた吉祥寺東町1丁目市有地利活用事業を通して得られた経験や武蔵野市有地貸付け事業の効果を踏まえ、本市における公民連携のあり方を整理し、国の示す優先的検討規程を踏まえたPPPガイドライン\*の改定を行うとともに、民間活力の活用についてさらなる取組みを進める。

**基本施策4 社会の変化に対応していく行財政運営**

## 1) コロナの状況を見据えた施策のあり方

新型コロナウイルス感染症の影響による人の移動、行動、暮らし方への変化を捉えたうえで、社会の変化に応じた今後の施策のあり方について方向性を示す。

人口推計の結果も踏まえ、コロナ禍においても公共施設サービスなど限りある社会資源サービスを有効に活用するため、市民と市民以外の方へのサービス提供のあり方を検討する。

## 2) 経営資源を最大限活用するための仕組みの構築

令和3(2021)年度にまとめた新たな行政評価制度(案)については、第七期長期計画策定を見据えて、第六期長期計画・調整計画の策定にあたり試行的に実施する。また、令和2(2020)年度に構築した新たな事務事業見直しの仕組みと予算編成・業務改善との連動をさらに強める。

## 3) 健全な財政運営を維持するための体制強化

物価高騰などの影響により今後投資的経費\*をはじめとした事業経費の増大が見込まれる。同時に、将来に向けた必要な投資については積極的に行っていく。これらの中でも、健全財政を維持していくため、事務事業や補助金の見直しなど経常的な事業経費の節減に向けた具体的な取組みを検討する。また、財政計画の参考資料として作成している財政シミュレーションの効果的なあり方について、持続可能な財政運営に向けて議論していく。

また、社会情勢の変化に対応した選択ができるよう、様々な事業手法に応じた発注方法を検討するとともに、計画的な工事の発注や適切な工期設定等を推進する。

## 4) ICTの活用による市民サービスと業務生産性の向上

職員のワーク・ライフ・マネジメント\*を支援しつつ、質の高い市民サービスを提供するため、また社会・経済の変化に対応していくため、令和4(2022)年2月に定めた自治体DX\*に関する全体方針に基づき、行政サービスの利便性向上、業務生産性の向上、情報セキュリティ対策の強化など、全庁横断的なDX\*推進に取り組む。あわせて、新たな行政サービスについても研究する。

## 5) リスク管理能力・危機対応力の強化

市政運営におけるリスクの早期発見と発生防止のため、各種点検等の内容や方法を適宜見直し、リスク管理の一層の強化を図る。

地方自治法の改正により、努力義務化された内部統制\*制度の導入については、本市において従前から行っているリスクマネジメントの取組みとの関係を踏まえ、議論する必要がある。

## 6) 行政サービスにおける受益と負担の適正化

受益と負担の公平性を維持するために引き続き定期的な手数料・使用料の見直しを行う。今後の見直しに向けて、利用者が負担すべき負担の範囲や第三者の意見聴取の方法など見直しの手法を検討する。

武蔵野市国民健康保険財政健全化計画に基づき、決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入金\*の段階的解消・削減を進める。

## 7) 財政援助出資団体\*の経営改革等の支援、指定管理者制度の効果的な運用

財政援助出資団体\*を巡る経営環境の変化を踏まえ、引き続き経営改革を支援しながら市と財政援助出資団体\*の連携・協働を推進するため、「財政援助出資団体\*に対する指導監督の基本方針」を改定する。公の施設については、次期指定管理者の選定を踏まえ、引き続き指定管理者制度の効果的な運用を検討する。

## 8) 新たなニーズに応える組織のあり方の検討

市民ニーズの多様化・複雑化に伴う分野を超えた地域課題の解決に向け、各部・課の既存の事務分掌ではおさまらない分野横断的な事業を進めるための組織のあり方や運営方針、人材育成について議論していく。

**基本施策5 多様な人材の確保・育成と組織の活性化**

## 1) 課題に的確に対応できる人材の確保と育成の強化

近時の一般技術職の採用の厳しさを踏まえ、庁内ワーキングやインターンシップの活用等、採用を支援する全庁的な体制を構築し、本市の魅力を発信するとともに、多様な採用手法を研究する。

変化の速い時代に柔軟に対応していけるよう、自治体、民間企業及び調査研究機関等との交流や派遣研修の充実を図るとともに、DX\*推進のための人材育成の取組みを強化する。加えて、副業と兼業の進展にともない有技能市民を活用した人材確保について研究する。

また、一般技術職及び専門職については、高度な専門性を維持していくため、あり方や人材確保の方策を定期的に検証するとともに、効果的な能力開発の仕組みを検討するなど、人材育成を着実に進める。

適切な人材の配置や可視化を効率よく実施できる人事評価システムの導入を検討し、人事評価の本来の趣旨である人材育成につなげていく。

## 2) 組織活性化に向けたダイバーシティ\*推進とワーク・ライフ・マネジメント\*支援

労働・生活をめぐる環境の多様化を踏まえ、職員が心身ともに健康に働き続けられるよう、業務負荷の職員間での平準化、超過勤務削減に向けた取組みや有給休暇取得の促進、メンタルヘルスの取組みを強化する。障害者の任用も含め、職員の働きやすい環境づくりも引き続き推進する。

定年延長制度\*の実施を踏まえ、管理職層を中心に人を活かす組織マネジメントについて学ぶ機会を増やすとともに、対象職員のさらなるモチベーションの向上を図りながら、培ってきた知見を活かす職務のあり方を検討する。

